



7月1日は 日野市子ども条例の日 です



日野市子ども条例は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守り守られる権利」「参加する権利」を保障、擁護し、子どもひとり一人を尊重しその尊厳を守り、子どもの最善の利益のための環境を市と全ての市民がともに作り上げていくことを目的としています。



日野市が目指す「子どもが輝くまち」の根底には、「日野市子ども条例」の基本理念があります。市では条例の理念を多くの方に知っていただくために、条例が施行された7月1日を「日野市子ども条例の日」と定め、啓発活動を行っています。



～ 子ども条例の一部をご紹介します ～

生きる権利

命が守られ、尊重されること
愛情を受けること
健康で、安全に成長できる環境で生活すること
いじめや虐待を受けないこと
ありのままの自分をわかってもらうこと

育つ権利

安心して居られる場所があること
遊ぶこと・学ぶこと・休息すること
様々な体験をすること
必要な情報を受けられること
必要なときに、相談・支援・助言を受けられること

守り守られる権利

いじめ、・虐待・差別を受けたときに
保護、支援、救いを求め、守られること
子どもであるという理由で、不当な扱いを受けないこと
プライバシーが守られ、尊厳が守られること
自分の情報が不当に利用されないこと

参加する権利

自分の意見を表明し、その意見が尊重されること
自分を表現する自由をもつこと
意見や考えはその真意をくまれ、意見が活かされる場や機会が確保され、支援が受けられること



R4.市内で実施した「日野市子ども条例の日」啓発パネル展の様子